一関地区広域行政組合議会 請願審査特別委員会 記録

会議年月日	令和4年12月19日(月)												
会議時間	開会		午前	10 時	〒00分		閉会		午前 11 時 59 分				
場 所	全員協議会室												
出席委員	委員	長	沼	倉	憲	<u>-</u>	副委	員長	= =	千 募	善	言 吉	•
	委	員	稻	葉		正	委	員	千	葉	栄	生	
	委	員	岩	渕	典	仁	委	員	齌	藤	禎	弘	
	委	員	菅	原	行	奈	委	員	猪	股		晃	
	委	員	那	須		勇	委	員	岩	渕		優	
	委	員	門	馬		功	委	員	佐人	中木	久	助	
	委	員	千	田	良	_	委	員	佐	藤	敬-	一郎	
	委	員	千	葉	大	作	委	員	武	田	ユジ	キ子	
遅刻	遅	刻	7.	まし									
早 退	早	退	7.	まし									
欠席委員	欠	席	厚	真篭	光雪	库 委	員						
事務局職員	八重樫事務局長、細川次長兼庶務係長、栃澤議事係長												
出席説明員													
本日の会議に													
付した事件	請願第1号『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書												
議事の経過	別紙のとおり												

一関地区広域行政組合議会請願審査特別委員会記録

令和4年12月19日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は16名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

真篭光幸委員から欠席の旨、届出がありました。

本日の案件は御案内のとおりです。

請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書を議題といたします。

本日も前回に引き続き、意見交換を行います。

御意見のある方は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。 佐藤敬一郎委員。

佐藤委員:私は請願に賛成の立場から御意見を申し上げます。

当局が行った最終処分場の説明会に何度か参加をいたしました。

一方的な説明で、市民の理解が得られながら進められているとは思いませんでした。

7人の専門の大学の先生方が、安全性、環境、災害、経済性の評価項目で、最終的に最終処分場、4か所を選定したわけでございますが、この選定は、事務的・技術的だけの選定であり、選定項目の中に、住民の感情、住民の同意などの項目がなく、住民を無視したと言わざるを得ません。

最終処分場は永久にごみをその場所に置くところであります。

この置かれたごみは永久に消えることはないのです。

先日の懇談会で、30代、40代の子育て中の若い人たちは、最終処分場の必要性は 十分に分かる、だが、なぜこの場所なのか理解できない、というように話をされて おりました。私もそう思います。

当局の説明では、一般廃棄物なので安全だと言っていますが、一般廃棄物というのは、産業廃棄物ではないということだけで、有害物質が入らないという保証はないのであります。

人体に有害な物質、特に水銀とか鉛、ヒ素、カドミウム、六価クロム、そういった重金属類があります。これらには毒性があります。人体に悪影響を与えるものであります。

例えば、カドミウムの場合には、今までもいろいろな問題を引き起こしております。アルツハイマー、パーキンソン病、アトピー、喘息。こういったアレルギーの疾患などに、これらの重金属は関連があると言われております。

埋立て対象の廃棄物は焼却残渣、それから不燃残渣、不燃物、全体で埋立期間は 25年としておりますが、施設の管理も多分25年だろうと思います。

埋め立てられた廃棄物を永久に、その場所に何百年も、何千年も、そのまま埋まっているということになります。

これらを埋めるに当たって、シートを敷きます。そして土を置いてマットを敷きますと言っておりますが、このシート、マットは必ず劣化します。それからつなぎ目がありますから地震のときにはそれが剝がれたり、破けたりする可能性もあります。

当局の説明では、これらの有害な水は水処理をします。処理をして、安全な水だけを下流に流すと言っておりますが、水処理の施設は大体、耐用年数が20年から25年であります。いずれ耐用年数がきて壊れるということになります。

さらに、コンクリートの場合には、耐用年数は50年と言われております。有害物質はいつ漏れ出すか分からない状況になります。

私は4か所の最終処分場の予定地を見てまいりました。

第2候補の花泉地域の金沢の最終処分場の予定地ですが、ここは山の中の水田地帯。あそこは、何かの工場か何かが山の上にあります。

それから、東山地域の長坂ですが、これは山の中の谷間で、そして住宅が、少し上に1軒あると。

滝沢地区については、住宅地が迫っておりまして、どこに捨てるのかなというように見当がつかないまま見てまいりました。

最終処分場の場所の決定については、議員の皆さんが決定するものというように 私は理解しております。議員の皆さんでよく現場を見て判断すべきと思います。将 来に、禍根を残さない判断が重要と私は思います。

そういった点で、もう一度、議員の皆さんで最終処分場の4か所の現地を確認して判断をいただきたいというように私は思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

委員長:その他、御意見お持ちの方はありませんか。 菅原委員。

菅原委員:私も、この請願に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この請願が出されてから、千厩の地域で若い方々、特に30代を中心とした、30代、 また40代前半の若い方々が声を出しております。

そして若い方々の意見をお聞きしたのですが、やはり自分たちの未来、自分たちの子供も含めて、また孫の世代も含めて、あの地域を発展的な場所に使いたいという御意見でした。

決してあそこはごみの処分場にするようなところではなく、住宅を建てたり、また企業を誘致したり、また、以前は病院設置の予定地の候補に挙がった土地でもありました。

若い、高校2年生の方だったのですが、直接私に意見を言ってこられてきたのですが、自分たちは県立千厩高等学校の高校生で、就職活動している時期なのだけれども、誘致工場、働く場所がぜひとも欲しいということで、ここに、最終処分場ができたらもう帰ってくる人たちも帰ってこられなくなるという御意見がありました。

私はこの請願の、千厩の地域で受け入れられないというのではなく、あの場所が 不適切だという御意見に対して、そういった観点から、まちづくりの発展的な期待 値から、この請願に賛成をしたいと思っております。

以上です。

委員長 : その他、御意見お持ちの方はありませんか。 千葉大作委員。

千葉(大)委員:私のほうからも意見を述べたいと思います。

このたび広域行政組合が特に千厩の皆さんを対象にした説明会を行ってきたわけでありますけれども、なかなか厳しい御意見が多かったというように私も思っております。

ただ、最終処分場をめぐっての問題については、狐禅寺の焼却場の問題がありまして、そこができないということで、新たな焼却場、それから最終処分場を造らなければならないということで、大学の先生方をお願いをして、そして、客観的な絞り込み、そして、公平性、それから透明性を大事にした絞り込みをされてきたように私は思っております。

それまで、3年半、約4年間、時間を費やしてここまでやってきました。

そうした中で、千厩地区の説明会に及んだわけでありますけれども、どうも皆さん方は、あそこの北ノ沢地区の状況から鑑みて、私どもが生活する場の中に、最終処分場を建設するというのは理解し難いという、そういう声があります。

私も15日に、若い方々とお会いをして話をしました。

しかし、どこかに最終処分場は造らないと駄目なのです。

先生方が、先ほど申し上げましたように、透明性、公平性、そして客観的なこと、 そして、先生方の持っている知見、それらを総合して、北ノ沢地区というのを一応 候補地として選定をしたわけであります。

ですから、まだはっきりとあそこに決まったというわけではありません。

それで、私とすれば、環境アセス等を調査するのも必要ではないかと思います。

そういったものを積み重ねて、どうでしょうかという問いかけが望ましいように 私は思っております。

それで、焼却灰の話もありました。不燃残渣の話もありました。

今の、例えば焼却残渣の状況を見ますと、コンクリートにするために、セメントの材料として、塩分が入ったままの焼却残渣を、大船渡市の方に持って行って、セメントの材料にしていただいております。

私は、三菱マテリアル株式会社のあそこの工場に、焼却残渣の塩分を除去する装

置をつけて、今、国でもそういう補助金を出すことができますので、焼却場に焼却 残渣の塩分を除去する装置になるか、三菱マテリアル株式会社の工場に焼却残渣の 塩分を除去する装置をつけるか、それは今後、広域行政組合で話をすべきものでは ないかと思っております。

そして、日進月歩で焼却場の溶鉱炉の状況も進んでおります。そうした流れの中で、時間があと3年ぐらい、実施するのに時間がありますので、そういうところを検証して、そして私は、現状の北ノ沢という地域に皆さんに御理解をいただいて、お願いをするというのが一番望ましいのではないかと私は思っております。

それが、次のまちづくりのステップになっていくのではないか、このように思っております。

以上です。

委員長 : その他、御意見をお持ちの方はお願いします。

稻葉委員。

稻葉委員:これまで4年の時間をかけて候補地を絞ってきたわけなのですが、ここに来て、 まだまだ住民理解が得られていないという状況になっております。

私的には継続審査の方向でお願いしたいと考えております。

以上です。

委員長 : その他、御意見をお持ちの方はお願いします。

那須委員。

那須委員:私からも意見を述べさせていただきたいと思います。

まずこの最終処分場の件でございますが9月26日、子ども達の未来と環境を守る 会の方から請願が出された以降、第7回の住民説明会がございました。

前回、その状況について説明をしていただきたいということで、当局の方にも出席を求め説明をいただきましたが、5会場322名の参加があったということでございます。

そういった上で、私も説明会には参加していた中で、組合当局としての理解でございましたが、見直してほしいという趣旨の発言を多くいただいた、まさしくこの5会場の方々はほとんど、見直してほしいという趣旨の意見だったと感じております。

そうした上で十分な理解を得ている状態には届いていないという当局の判断でご ざいました。

こういった状況で、具体的にどういった内容かまでは説明をいただけなかったわけでございますが、私はこの説明会の議事録ができるのであれば、この内容について、やはり請願を審査する委員会とすれば、しっかりと把握すべきではないかと思います。

まだ議事録が出てきていない状況であれば、そういった状況をしっかり把握すべきではないかという意見が一つでございます。

もう一つでございますが、議会にも今回の住民説明会にも整備の基本計画の年次

計画が示されております。

令和8年度には、現在の処分施設が満杯になるということから、令和8年度中の 稼動というスケジュールを示されておりました。

令和5年度には事業範囲を決めるための用地測量、用地取得を計画しておりますが、この令和8年度中の稼動がいっぱいなのか、しっかり稼働時期というのを精査していただきたいと思っていました。

前回、真篭委員のほうから新処分場と新処理施設、これを切り離して検討してもよいのでないかというお話がありましたが、その判断がどうか、そうした上で、先ほど千葉大作委員からもありました残渣の処理方法も含め、この判断をしっかり管理者のほうから確認していただきたいという思いが2点目でございます。

3点目は署名についてでございます。

これはあくまでも署名の効力といいますか、議会としても当局としても、参考という判断の署名ということのようですし、広域行政組合の管理者自体も地元から、地域から5,000人を超える署名が出たということに対して、驚いている、困惑しているという状況、説明会の中では、この5,000人の署名については大変重く見ているというような話も管理者から答弁がございましたが、私は説明会の中でも守る会の方々のお話だったかと思いますけれども、5,000人の署名を超えているという状況の中で、さらに、この請願の趣旨に賛成する方々の署名も集まっています。そうした上で、地元の北ノ沢の方々からも、請願の趣旨に賛同する署名もいただいていますというお話。

それから先ほど、菅原委員からお話がありました、若い人たちの市民の団体、千 厩地域の未来を考える青年の会が立ち上がっているようですというお話もありま した。

署名はあくまでも参考ということでございますが、現時点でどのくらいの署名があるのか、私はとても気にしております。

そうした中で、請願の趣旨に対して、具体的に署名という取組もあった状況でございますので、そういった署名がどのくらいあるのか、これも委員会としてはしっかり確認をした上で、請願を判断するのが必要ではないかと思っております。

そういったことで、先ほどもお話しもありましたが、今回の委員会の中では、そういった確認をしっかりした上で請願を判断したい。いろいろな角度から調査する時間が必要だと思いますし、もう少し、先ほどお話ししました内容についても、しっかりと熟慮した上で、判断をすべきだと思いまして、請願の採決に関しましては、少しそういった時間をもう少しおくべきだと判断しております。

ただ、前回含め、今回もそういった判断をするということになりますと、やはりここは時間をしっかり決めて、そういったところも時間をはっきり決めた上での判断ということでお取り計らいをお願いしたいと思います。

委員長へのお取り計らいをお願いしまして、私の意見といたします。

委員長 : 千田良一委員。

千田委員:私は、先ほどの千葉大作委員の意見に基本的に賛同いたします。

今いろいろ、今までの方の意見を聞きながら考えてきました。

まず私たちの役割は何かといえば、提出された請願を議会として決める、これをいつまでも長く延ばしていくということが議会の責務ではないと思います。

そのために、今まで言ってきたように、議会としては、12月いっぱいでもって結論を出すというようなことを決めてやっておりますので、そういうことを押さえないで、個々のケースのところ深堀りといいますか、これは価値感があるからそうかもしれませんが、そうやって時間を費やしていくというのは、これは議会の責務ではないと思います。

それから、ただいま大変失礼な話なのですが、署名の数の話がありました。 署名の数は期間を延ばせば延ばすほどどんどん増えていきます。

これは署名ではないのですよね。これは一定の期間で、このことについて賛同いただける方が署名お願いしますというのが、本来の署名の姿だと思います。

その後ろを、1回決めたけれども、まず後から、私もというような声が聞こえたからということで、それも数えていくという話、そして、そのような形になれば、これは、署名というのはそのようなものでありますが減ることはなくてもどんどん増えていくものである。極端な例であれば、どこまで増えるか分からないというようなことであります。

ただ決めるには一定の期間でもって決めるべきというようなことだと思います。 この特別委員会も、いろいろなことを調査し、そして、審議をしてきました。

これについての度合い、そして深みというのは、委員各位はそれぞれ感じていらっしゃると思います。そういうことを考えたときに、そういうのはやはり、自分の判断をする際に必要だと思います。

それから、やはり、先ほど署名の数の話をいたしましたが、前回の特別委員会の ときに、当局が11月に行われた説明会での数の話もありました。

あの数でもって、理解が得られていないと思うというような、そのようなニュアンスのことも話をされたのですが、あれは、幾らくればそうではないのかというようなことも何の基準も何もないわけです。結局、来た人の数というようなことになれば、これはその数というような意味はあろうかと思います。

ただ、そういうものの内容の把握、そしてまた、分析というようなことをまだやっていないというような話のようでありましたが、やはりそういうことを考えると、確かに民主制の世界ですから数の話になりますが、それを考えたときに、単なる数の上っ面だけをやっていっても、なかなか、いわゆる真ん中のところに到達しないのかと思います。

いろいろ御意見があろうかと思いますが、そういうことを考えて、私としては、 請願に関するものについて、採決する時期に来ているのではないかと思います。 以上であります。

委員長:その他、御意見の方ありませんか。

武田委員。

武田委員: いずれ、この案件は平成30年、言うなれば今の議員構成でない前の議員構成の方々のところで、大方1か所に絞るところまで進んで来ていると承知しております。

そうしたことから私はそのとき、広域の議員ではありませんでしたから、全ての 議事録を見ました。

そういったいろいろなやり取りの中に、その頃、やはり今の北ノ沢は住宅の近くであるとか、学校、病院に近いというようなことが懸念されて心配だという声があるので、そういった学校とか、その近くにあっても問題がないような、そういう対策を当局に求めていきたいと、そういうことをするべきではないですかと、いうような発言がございましたが、その変更と言うものについては、そのような言及はありませんでした。

なお、審議のあらゆる議会の中で、議員は全てに可決、そして承認をしてきている。そういう前議員の構成の方々の足跡が残されております。

そして今、いろいろな御紹介がございました。土壌に汚染が多く残る、あるいは漏れ出て下流に問題が起きるとか、人体に影響があるとかということについては、本当に私どもの素人ではなくて、いろいろな専門家の方々10名、本当に大学の教授であるとか博士がこぞって精査をしていただき、そういう懸念があるということも、しっかり踏まえながら、4か所に絞ったということが私は言えると思います。

でありますから、また距離についても、今、法的な規定はないという中で、静閑な状況を保たなくてはならないという施設もあるということから、そういった施設から300メートル離そうと、この300メートル以内にはそういった施設を造らないという項目を新たに設けて、その選定に当たったということであります。

しかるに、私たちはその教授の方々とかそういう専門の方々が、そういう視点観点で精査したことを、いかにして崩せるのですか。

大丈夫ですよと、ここもあそこも大丈夫なのですと、この大丈夫の中に北ノ沢が 入っているのにもかかわらず、私ども素人議員がいかにしてその論理を覆すことが できるのでしょうか。私には当然そういうことは不可能であります。

それから、それを今お話の皆さん、その請願の方々のお話を説明会等でお聞きすると、やはり不安でありますとか、それから懸念でありますとか、あれは想定外というようなことをお話しする方が多々いらっしゃいます。

そういったことについてはやはり、お互いが胸襟を開いて、理解を深める努力を していく必要があると。

一方的に行政が、説明会をしていると言うものではなくて、先般の会場では、例えば、一ノ関駅東口のNEC株式会社一関事業所跡地でいいのではないですかというような御提案もありました。私とすれば、なかなか理解が得られない御提案だと思いましたが、管理者はそれにも丁寧に、きちんと理由を述べておられたり、私は、組合が行ってきた説明会の在り方には問題がないと、このように思っております。それから、議員の皆さんは当然、請願者が上げてこられた署名の名簿を御覧にな

ったものと思われます。

私も見せていただきました。

多くの方々が署名をなされていることについては理解をしておりますが、北海道の方、あるいは静岡県の方、関東圏の方々も含め、当然この東北6県の中にも、そういう方々が署名をなさっておりました。

そうなりますと、合意形成というものに鑑みますと、一体どこに線を引いて、この請願の重みというものを判断すればいいかということについても、大変時間をかけてそれを精査するなりしなければ、なかなかその請願の中にその何千という署名が上がってきていますというそのことについての、私は正確な判断は私としてはできかねる、このようなことも思っております。

そしてなおかつ、やはりこれらについては、もう既に後がないというか、施設が 満杯になるということは、もうまさしく、皆さん御承知のとおり、多くの市民の生 活に影響を来すことにもなります。

例えば議員の中には、4か所まではいいけれど4か所から1か所に絞るのが問題だという話ですが、そもそも先ほどから大学の先生とかが吟味して、51項目の選定基準条件を付して選定したものでありますから、その中の4つです。それは全部それをクリアしているのですから、私はやはり、その1か所に絞った段階が悪いというのは、在り方というのは、例えば戻すならば、当然その51項目の中身、あるいは項目を足すなりとか、そういうようなものがあるのだろうなと。

しかしそれは、私どもの素人には、今ここでどうこうという話には全くならない し、4か所から1か所に絞ることだけが問題だという視点は、理解がしかねるとい うところがあります。

いずれ、時間を決めてこの委員会をスタートさせたのであります。

私はそれを覆すような状況にはない、このように思っておりますので、よろしく お願いいたします。

委員長 : その他、御意見の方はありませんか。 齋藤委員。

齋藤委員:今回の候補地、北ノ沢に決定しているわけなのですが、候補地の選定には、最終 処分場としての土地の適合性というか、そういった専門的、科学的、技術的な選択 基準でのみ選択されているわけなのですけれども、そこには近くに住む住民の方の 気分感情は全く入っていないわけです。

そういって最終候補地を決定した中で、今度住民の方から、異議ありという声が 上がったというように認識しております。

まだまだきちんとした調査というのは十分できていないと今の段階で私は考えて おります。

もっときちんと時間をかけて精査していくべきではないかなと考えております。以上です。

委員長 : 千葉栄生委員。

千葉(栄)委員:私から意見というか、述べさせていただきたいと思います。

やはりこの請願が上がったということは、これまで、広域行政組合議会では何ら問題なく、意見として付された部分もあったとしても、採決されて通ってきたのだという御意見もありましたけれども、やはり請願の趣旨である住民理解が進んでいない、そしてこの居住地に近い、学校に近いというところを、この私の調べた範囲では、ある議員からは、やはり住民合意、理解がないうちは進めては駄目だという言葉もあったと私は認識しております。

ですから、今、住民が納得していないから、請願が上がっているわけで、この委員会としても、どこまで本当に提案の趣旨というか、中身を理解して採決していくのか、まだ私はその段階にある状況ではないと理解しております。

ですから、私も継続審議をし、本来の皆さんの意見をどこまで我々が把握して判断していくのか、もう少し時間をかけて調査するべきと考えます。

委員長 : その他、御意見の方はありませんか。 岩渕優委員。

岩渕(優)委員:私は、最初に結論だけ申し上げますけれども、もう少し今日は、採決をしないで、もう少し時間をいただきたいというのが私の意見であります。

理由は、今年の3月23日付で、広域行政組合の一般会計予算に対して、附帯決議をしております。

その中に、関連事業については、地域住民に十分な説明を行い地域の意向を踏ま え理解を得て実施してほしいと、そういう趣旨でありますが、そこから、数か月し て市民の皆さんから、請願が出された。

この当委員会も1回目が10月18日、2回目が12月2日、そして今日、12月19日、今日で3回目のその請願審査でありますが、その2回目の特別委員会のときに、11月1か月間かけて、説明会を行った当局の責任者の方から説明会を振り返っての感想と言いますか、声が出されました。

それは、ポイントが2つありまして、十分な理解を得ている状態に届いてないというそういう認識でしたということと、理解を深める説明はしていく必要があると、そういう大きく2つのポイントの話をされました。

当局はそう言っているものですから、私は当局に対してもう少し、これからどうするかというところの時間も必要なのだろうなというところと、我々議会としても、先ほど来、皆さんから御意見が出ていましたけれども、約4年間、当局から、選定の方法とか、進め方とか、それから候補地の絞り込みとか、都度説明をいただいてきました。

確かに多少の反対とか意見はありましたけれども、おおむねそれを了として議会としてもこれまで進んできたわけなのです。約4年間かけて説明をいただいたことに対して、今年の10月18日に反対の請願が出されて、そういう部分での議論を開始してきたわけです。

ですから、私は議会としても、どっちになろうが、それなりの覚悟を決めて取り

組む姿勢が、みんなで確認し合うといいますか、千厩に造るにしても、どこに造る にしても、そういうことが必要なのだろうと思います。

一番冒頭に、佐藤敬一郎議員からいろいろ、技術的といいますか科学的といいま すか、そういうお話をいただきました。

この話は、どこに造っても、造った場所は関係なくその話は必ずついてくる話でありますので、千厩だからそうなるとか、別なところに行ったからそうならないとか、そういうことはありえないと思います。

先ほど武田委員がおっしゃったように、我々はそういう部分のプロではありませんので、だったらプロからもう一回聞くとか、そういうことも含めて、今まで4年間積み上げてきたものをどうするかという判断を迫られていますので、そんな早々軽々に答えを今日出すべきではないと私は思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願いします。

委員長 : その他、御意見の方はありませんか。

千葉信吉委員。

千葉(信)委員:今、岩渕委員がおっしゃったとおり賛同します。

私も気にかかったのが、冒頭の佐藤委員の話の中で、カドミウムとか云々とあります。今どこの市、自治体でも、飛灰の灰をセメント化していくという取り組みをやっている中で、今の技術の中では、今のその発言はあまり芳しくないなと私は思います。

専門家なのですね、佐藤委員は。私はちょっと疑問に思います。

これは何を言いたいかというと不安をあおるだけなのです。だからその辺はやは り慎重に御発言をなさったほうがいいのかなと。後の中身はよろしいと思います。 私も結論から言うと、もう少し審議しておったほうがいいのかなと思うものでご ざいますが、この前、当局に急に来ていただいて意見交換をしたという、そういう 状況でした。事務局長もびっくりして、答弁が上手くかみ合わなかったところもあ るということも、私は少し心配しておりました。

もう少し、焼却場の問題、どこに造るかというよりも、先ほど千葉大作委員も言ったとおりセメントの扱い、セメント会社の扱い、いわゆるリサイクル法の制定で 今年から始まっているということで、燃やさない、埋めないという方法も一つ考えられます。

その案として、やはり当局から、副管理者まで呼んで、もう一度協議してもいいのかなという思いもあります。

先ほど議事録というのもありますけれども、議事録は、委員各々がその会場に行って聞けばよかったと思うのですがそれは過去のことなので、やはり議員も議員なりにいろいろ調査していればよかったのかなとは、私たちも反省しているところでございます。

議事録の問題、そういったことも確認する。

署名の問題は、先ほど話したように日にちを重ねれば上がってきます。これは私

も経験者としてあります。

それはそれとしておいて、一つ署名で心配なのが、いわゆる北ノ沢、木六、駒場、 ここのところの署名が多いというのはどう捉えるのかと。そういうところも、当局 に聞く、これがやはり大事なのだろうなと思います。

だから、これは私の考えですので、もう一度当局との協議をして、その後、私たちの判断を決めていくというのがいいのではないかなと私は思います。

あと期限を決める、これは私も賛成します。

いつまでもだらだらやるのではなくて、やはりしっかりと決めていく、議会として決めていく、これは大事だと思っていますので。

今日の部分では、継続というよりも、今日は少し慎重に取り扱ったほうがよいの だろうなと思います。

委員長 : その他、御意見の方はありませんか。

佐藤敬一郎委員。

佐藤委員:先ほど私が申し上げた件について、その不安をあおるという話がありましたが、いずれ不燃残渣、不燃物の中には何が入っているか分からないという状況なのです。それを一つ一つ選別をすればいいのですが、中を確認しないままそのまま捨てていくという状況下にあっては、例えば体温計ですね、今はデジタル化になりましたが、水銀が入ったものがあります。そういったものが不用意に中に入って、それを埋めるということになった場合に、水銀も出てくる。

この前、最終処分場を見に行きましたけれども、あそこで非常に高度な処理技術を使って処理をしておりました。下流には民家がありませんでしたよね。

ですから、私は、北ノ沢みたいに下に住宅があるようなところであれば、そういう不安もあるということで、不安をあえてあおったわけではないのです。

いずれ、有害な物質が入らないとも限らないということで、そういった有害な物質が、25年もたまってくるわけですから。

そして先ほども言ったように、漏れ出さないとは限らないわけなので、それと、 何百年もそこに埋まっている場合には、それをずっと永久に処理し続けるのかとい う問題も出てくると思いますので。

いずれ、住民の声をもっと我々聞いていくべきではないかなというように思って 発言をしました。

以上。

委員長 : 千葉栄生委員。

千葉(栄)委員: 先ほど、私が言えなかったことを思い出しましたので。

問題は、この専門家たちが考えてきたのは施設に対して適合か、適合ではないか というところが大きな選定の基準にあった。

その後、説明会の中で住民の中からこういう声があったから、そこは足してきましたと。

要は、住居に近いとか住居の範囲で、そこを含めて検討したというところで、規

制はないが、今回300メートルという基準を設けた、配慮したという答弁があったと私は認識していますけれども、その300メートルがこれからの基準になってくるのだろうなと思います。

その300メートルの妥当性から何から含めて、やはり今後調査していくべきと思います。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員:今の佐藤敬一郎委員の話なのですけれども、視察に行ったときの話で、下流に家がなかったという話、下流に家はあるのです。大きな川がありましたよね。 だからそういうことはあまり軽々にしゃべらないほうがよいと思います。

あと周り田んぼですから、田んぼに流れているのですから。水は浸透するから。 あそこは田園地帯だったですよね。あそこに私たちが行った周りには田んぼがあって、田んぼのものを食べている。だからその辺を考えていけば、もう少しそしゃくして、もっとかんで言ったほうがよいと思います。あまり軽々喋らないほうがよいと思います。

その辺で、技術が進歩しましたと言いましたよね。そうなのです、進歩している のです。

カドミウム汚染と水銀の問題で水俣の関係ですけれども、大体その問題の中でクリアはしていないけれども、それは0.000の時代です。それはあると思います。放射能も一緒ですから。その辺を私たちが考えていかないと。一緒に生活する。これなのですよ。だからその辺ももう少し考えながらのほうがよいと思います。

最悪の場合、本当に最悪の場合は何ともならないと思います。地震の場合を想定しても、その辺で不安をあおらないようにという、不安というのがそこなのです。ただ、科学的にしっかり根拠を持ったものでエビデンスを入れてです。はっきり分かるものは断定してもいいですから、その辺は、もう少し、私も勉強しますし、敬一郎委員も勉強されたほうがよいと思います。その辺でおっしゃったほうがよいのかなと私は思います。

委員長 : 門馬委員。

門馬委員:このごみ処理施設については、俗に言う迷惑施設ということで、反対はあるが、 積極的な賛成は出ないという、そういった施設だというように理解をしております。 それで、端的に言うと、今までこの中で、住民の方々の説明が不十分だ、それから場所も近い、不安だということで、説明が不十分だというような意味合いもありますし、それから12月2日の事務当局の方の話ですと、住民の方々にも説明は不十分だというように考えているというようなお話でもありましたし、事務局のほうでもそう感じているというような話であります。

やはりここは、もう少し時間をかけて、早急に決めないで、もう少し時間をいただいて話合いをしたほうがよいのではないかというように思います。

委員長 : 菅原委員。

菅原委員:専門家の方々の意見の話が出ました。

私は、その専門家の方々の科学的な、技術的な見地のほうは全然分からないのですが、ただ、環境社会学的な見地だとか、それから住民、決定に至る行政手法だとか、そういったことの専門家の方々の御意見も、ぜひともお聞きしたい。

そしたらやはり専門家の方々も、どこの、どのような研究をされている専門家なのかというのを紹介いただきたい。

委員長 : その他、御意見の方はありませんか。 佐々木久助委員。

佐々木委員:いろいろ皆さんの御意見、お考えをお聞きいたしましたが、私も広域の議員として初めて今回、しかも先ほど岩渕優委員からも話がありましたように、請願を受けて3回の審査の中で、内容を深めた次第でございますが、求められているその請願の趣旨、我々が必要としている処分場の設置に対して不安がある、心の問題にどのように向き合うかということで、いろいろな皆さんの御意見を聞いている中で、私の中ではなかなかここで判断しろというのは非常に難しいテーマだなというように捉えております。

よって、先ほど岩渕優委員がおっしゃいましたように、可能であれば、判断をすべき基準といいますか、一人一人の議員としての基準の参考になるような場面を設定していただければというように考えております。

以上です。

委員長 : 猪股委員。

猪股委員:所感ということでお話をさせていただきます。

客観的に反対をなさっている地域の方々もあるのですが、千厩以外の地域の方々 の話をいろいろと聞く機会もございました。

かなり長い期間のプロセスを経て、経費も費やして決定してきたのに、今さら反対ですか。反対であればもっと早くに声を上げるべきであり、その時点で、興味や関心がなかったと受け止められても致し方がないというような状況といった声が寄せられ、上がっているというようなことがございました。

知らなかったでは済まされない状況と捉えており、周知不足を一つの理由に反対 している状況ではいかがなものかというような御意見もございました。

その中にあって過日、説明会を開かせていただいて、私も参加をいたしましたが、整備反対の方々の話を聞いていると、前回の委員会の中でもお話はしましたけれども、最終処分場は危険なものと決めつけて組合の説明に聞く耳を持たないといった印象を私は受けたところでございます。

完璧な施設を求めるというのはなかなか、どこにも造れないというような話に帰 結するような話になるものですから、最終処分地というのは絶対安全とは言い切れ ませんが、安全な施設との認識に立って、町場の近くでも支障がないとの理論には 矛盾がないと私は判断をいたしております。

安全性が根拠ではなく、イメージが根拠となっての反対というようなことに感じております。

そのようなことからも、もう少しその安全性について議論を深めるというようなことを今後やっていく必要があるのかなと。その中から御意見をある程度見いだしていくというような流れが必要なのかなと私は考えております。

いずれそのような部分での組合議員としての判断をやっていくというようなことになりますが、どこまで延ばすかなのですけれども、先ほど言ったような組合当局のもう少し話を聞いてみるというようなことも含めまして、年内で一つの結論を出すというような形で進めていただけるようお願いをして私の意見といたします。以上です。

委員長 : その他、御意見の方はありませんか。 岩渕典仁委員。

岩渕(典)委員:今回は紹介議員ということで、いろいろな方々の議員の話を聞きながら私 自身も勉強を進めてきたところであります。

> 先ほど請願審査の基準がという方がいらっしゃったかと思いますが、請願審査の 基準は大きく二つあって、妥当性と実現性があるかという二つの視点だと思っております。

> それについては私も後で述べたいと思いますが、これまでの大きな流れの中で、やはりいろいろな4年間プロセスがあったのは確かでありますが、令和3年10月に我々広域行政組合議会議員の特に一関市のほうの議員は、議員が代わっているということと、新最終処分場整備基本計画の概要というものの案を出されたときに、4か所から1か所になったということと、その案を出されたときに、いよいよ北ノ沢になるということに関して、3月の段階で住民説明のときに、多くの住民の方々が不安であったり、そのプロセスであったり、そういったものに不信を持って、それに対して議員も意見交換をする機会がありましたけれども、今回の大きな課題に、我々議員も直面したのではないかなと思っております。

その中で、先ほどこの審査自体は、期限は設けておりませんので、12月中という話はありましたけれども、期限は決めていない部分ですので、私は副委員長が言われるように、やはり慎重に審議をするべきだというように思っております。

その中で、今回の一番最初の理由に戻りますけれども、今回の請願の妥当性と実現性の部分でいうと、私は妥当性はないというように思っております。

その理由というのは、これは説明会でもありましたけれども、当局側はプロセス、 つまり4候補地にするときに専門家と話をしたときに、4か所を戻した専門家に聞 きましたというように言われていました。

その中の一番の問題は、住民合意を含めない形でのプロセスであったということ を言われました。

これの大きな問題点は、実は、専門委員会の方々も、実は議事録を持っておりますけれども、第2回の議事録の中で、その最終処分場選定委員会の中で、委員の方がこのように言っています。

候補地選定において、住民等に対する最終処分場の受入れに係る意向調査の実施

予定はありますかというように、心配の不安を持ってして当局に質問しています。 当局は何て答えているかというと、今回の選定作業では考えていないというプロセスで今回の4候補地が選ばれているということ。

つまり、今回の請願の妥当性があるというのは、この請願の趣旨の中には、変更 してほしいという結論ですけれども、住民合意を入れてほしいというのが請願趣旨 なのです。

ですので、その請願趣旨としては、この部分については、住民合意を含めて、進められていないと私は判断をしております。

前回私も言いましたけれども、狐禅寺がなくなったときに、勝部前市長は平成30年6月22日に、地域の合意形成過程を無視して合意施設建設を進めるわけにいかない、地域の合意形成過程を無視して強引に施設選定を進めるわけにいかないと、市民の合意形成を図って今後はまいりたいと考えている。住民合意を図るためには、住民自治、市民参加の民主的な手続を求めてまいりますというように当局は伝えております。

つまり、その当局の判断が、今回の選考委員会の中では、含まれていなかったの は非常に私としても残念ですし、その結果をもってして今回のような説明会での住 民の声が出されているのではないかなと思っております。

もう一つ今度は実現性についてでありますけれども、確かに4年間のプロセスがあったというのが正しいかもしれませんが、これは住民説明会の中で、私自身も実は一般質問の中で、4か所の候補地に戻ることも提案をしましたけれども、それについては、そういう予定はないという答弁でした。

ただ説明会のときに、当局の管理者は言われていましたけれども、もし今回白紙となった場合は、目的、選考基準が変わるのでゼロベースに戻すということを言われています。

これは一つの可能性として言われたのかもしれませんが、ゼロベースに戻すことも可能性としてあるというように説明責任の中ではあると捉えたときに、この今回を変更するというつまりゼロベースに戻すということは、請願の実現性があるというように私は判断をしました。

ですので、今回は請願に対する採択、不採択ではないかもしれませんが、採択の理由というのはそのとおりであります。

もう一つ、ゼロベースに戻すと何が一つ、今までと少し違うかというと、幸いに も一般廃棄物の最終処分場の最初の処理施設に関しては今のところそんなに大き な問題もなく、計画どおり進められていると私は判断をしております。

今までは、一関市・平泉町全体の中で人口重心から15キロメートルという、どうしても何か基準を設けなければいけませんので、それをもってして、最終処分場の4候補地が選ばれているわけですが、今度のゼロベースに戻ったときに、今度は一般廃棄物の最終処分場、ある程度、候補地を決定する方法を進めていますので、そこを基準として、先ほど言った、いろいろ説明会に出てきたときにいろいろな方々

が言われている、住民が住んでいないところであったり、あとは大きな川に近いところであったり、先ほど佐藤敬一郎委員が言われていましたけれども、そういった科学的な、環境アセスメントも含めたものがあったところが、適したところが、最適地があるのではないかなというように思っておりますので、今回の請願の請願性はあるというように思っております。

最後になりますけれども、今回の例えば先ほど千葉大作委員が環境アセスメントを進めていくということも一つの可能性としてあるということはそのとおりかもしれませんが、そういったことになったらどうでしょうかということを私も千厩の会の方々も含めて聞いたときに、やはり請願を不採択にして、否決をされているのだったらそういうこともあるかもしれませんが、きちんとまず今は請願を審査するべきではないかということを多くの方から言われております。

逆に言うと環境アセスをやられるのはやはり困る、進めるという方向で困るというような方々もありました。

それと、期限については、私は12月にこだわらないというのは先ほど言ったとおりです。

署名の数は、私は確かに期限を決めて出されているものでありますが、大きい大きい民意だと私は思っております。

それは我々民主主義の中で止めることのできない意思表示であると思います。

今、若い方々が会を結成されて、今、若い方が知らない人が知れば知るほど反対の気持ちの方々が増えているということが大きな結果として見ている。なので、これからどんどん私たちも署名活動していきたいと思っています。つまり、これは署名の数イコール請願がまた戻すとかということではなくて、民意をきちんと我々は伝えていくべきだという考え方の基に言われている言葉ですので、この署名の数というのは我々はそれを含めた中で審査をしなければいけないというように思っております。

以上をもちまして私は、今回は、採択、不採択の段階ではないのかもしれませんけども、我々議員は説明責任がありますので、先ほど言われた、不採択にした場合の説明責任、先ほどいろいろな方々が言われておりましたけれども、それで住民の方々の理解が進むのであれば、私はよいのかもしれませんが、先ほどの議員の方々が言われていることも含めた上で、今回の変更を求めているのだろうというように私はその会の方々と一緒にいて感じております。

ですので、請願に関してもきちんとまた審査をするということであれば、きちんと審査をしたいと思いますが、先ほど言った妥当性、実現性についてきちんと過去から現在の部分も大切なことではありますけれども、これから10年、20年先がこれからの若い人たち、そして一関、そして千厩の方々も住んでいくわけですので、その将来に向けてきちんと我々は説明責任を果たせる、説明できるような材料でもって、きちんと結論を出していくべきだというように思っております。

私の意見は以上のとおりです。

委員長 : 武田委員。

武田委員:今、いろいろ、どんどんと深みにはまっていくような感じをしています。

そもそも皆さんの手元にも、請願者の請願、新最終処分場建設候補地の変更を求める請願書というのがあります。

この中身の趣旨を逸脱したような形で議論がどんどんと、いろいろなところに波 及し、それを知りたい、あれを知りたいという話です。

そもそも、私どもはいつでしたか、新しい議員構成になりましてから、前の方々 の議会の様子が分からないというようなことから、資料を全部用意していただいて、 勉強会を行っています。

その勉強会の資料を何度も何度も何度も読めば、いろいろな今の話の大方の御理解をしていただいてここの席についていられるものと私は理解をしておりますが、いずれにいたしましても、請願の趣旨は、街の近くにある、駅が近い、住宅が近い、そういったところで、今後ここは発展する要素があるということです。

ここというのが、埋立てをする沢のあの場所なのか、それよりずっと手前の、私 たちが道路を通るときに目にするような場所のことを言っているのか。

そもそも今、埋立てしようとするのは民地でありますから、都市計画決定はしていても用途指定はしてございません。そういう中で、民間の方が持っているものに、そういう期待を寄せるというものについても、雲をつかむような話にもなりかねない。

そういったところ共々、よくはっきり分かりませんが、いずれあの地域は発展するであろうというような仮想であります。

そういったことから、先ほどどなたかおっしゃいましたが、やはりいろいろな科学的な根拠とか、地形とかいろいろな観点ではなくて、気持ち的になかなか御納得いただけないというものについては、どんなに長くお話を申し上げても、なかなか1度そう思い込んだことが、別な方向に持っていけるというのはかなり難しい。しかし私たちは、3月の決議案を提出者が出したときに、どなたかが、どういうような状態をもって住民の理解が得たというように考えておられるのかというようなことをお聞きしたということを記憶しております。

それに対して請願者は、いずれ、そこのところは発展する。それから、地域のまちのシンボルというような施設になるのかもしれない。

反対だ、賛成だということ、これを乗り越えられるようなそういう施設にするよう理解を深めていく努力が必要だということで、そのときには、今のようにあそこは駄目だという話にはなっておりませんでした。

そういうことから、私は反対しましたが、多くの議員から賛同を得て、決議案が 採択されたと私はそのように理解をしています。

何を言いたいかというと、時間をかければかけるほどいいのかというようなことにはないと思いますし、何をもって、今まだ採決をできる状況に皆さんはないのか。 それであれば、要点を絞って、これとこれを調査してというようなものをきちっ と定めて、それから期間も12月という最初の問題は、ずるずるとするものでありません。私たちは一度決めたものを軽々にすり替えていくようなことがあってはならないのです。さらに合議性というものを大事にしながら、やはりここのところは、きちんと項目を挙げて、これとこれがまだ不明確であるので、こういう手法でこういうことをやるということを決めて、迅速に進める必要がある。

そこまで私も譲ってもいいかなと思っております。

委員長:その他、御意見の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは、全員の委員さん方から発言が、意見の表明がありました。

いずれ大別しますと、この請願に賛成であるという方もいますし、それから候補 地選定に向けて手順を踏んで進めてきたのだと、したがって、確認する事項を確認 しながら進めるほうがよいという話もありましたし、それから当初は12月中に委員 会としての意見集約をするはずだったのではないかというお話もありましたし、そ れから大方の委員さん方は、まだまだ採決には、確認する、あるいはその内容を精 査する点があるのではないかという発言がありました。

確かに委員会を始めるときは、12月中に結論を出すということで皆さんと確認したのですけれども、状況がこのように、様々な、もちろん請願も出ましたし、内容的には現在、12月期限ありきでなかなか結論が出せる状況ではないという判断をしております。

したがいまして、大方の皆さんの発言がありましたように、論点を絞りながら、 一定の期限を意識しながら継続して調査を行うということで集約されるのではな いかと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

したがって論点の関係で今、意見の表明の中に、一つは過般行われました千厩町内での説明会の会議録を確認する必要があるという点がありましたし、当局から、現在における当局のこの課題に対する考え方を聞いたほうがよいという発言もあったわけですけれども、そのような内容を明確に示しながら、委員会としての審議を、調査を続けるということで取り組んでいきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

千葉大作委員。

千葉(大)委員:ただいま武田委員から、やみくもに引き延ばすこともあまりよくないのではないか、期限を決めて、結論を出したほうがいいのではないかというような提言であります。

この辺のところを、委員長として、その辺の対応。

私としても、期限を決めて設定をすべきだとこのように思います。

委員長: 今、千葉大作委員からお話があった内容ですけれども、先ほど期限を意識してということで申し述べたつもりなのですけれども、これについては、次の先ほど申し

上げた確認する事項を皆さんと課題を明確にした中で審議を進めるというようなことで、どこまでも延ばすつもりはありませんけれども、その状況が不明な中で、いつまでにやるというのもなかなか難しいと思いますので、その内容については委員会の中で、皆さんと期限を決めながら審議していきたいと思いますので、まずここでいつまでというのも、またその調査あるいは審議の中で、期限を守れなかったということも出てきますので、その辺は確認したいのは、先延ばしを極力しないで、一定の審議が終わってから結論を出すということで考えたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長 : 千田良一委員。

千田委員:とにかく、私は早めに結論を出すべきだと思います。

なぜならば、時間がたてばたつほど、今の状況だと、いわゆる反対される方々、 この方々というのは、私もあくまでも心配かもしれませんけれども先鋭化していく と思います。

そうすると、今度は当然行政に対する信頼感もなくなりますし、地域の分断も、 発生してくる可能性、おそれもあります。

ですから、そういうことを考えると、やはり、議会としてやるべきことを、やはり責務をきちんとやるような形で、私、大変失礼なことを委員の方々に申し上げるところもあるのですけれども、先ほど来、話があったように、前の任期のときの広域行政組合の議員、そしてまた、今の任期の広域行政組合の議員。新しい議員の人達に、説明会を持たれたと言ったときに、初めて議員になった方の中には、こんな状況になっているのは分からなかったというのを、私聞いたことがあるのです。

これはですね、自治体としての一関市あるいは平泉町、私の場合には一関市議会から出ているわけですけれども、その仕事をきちんとやっていなかった、どこにでも情報がぶら下がっていますから。

そういうこともありますので、やはりその辺も議員としても十分に反省しながら、 くどくなりますが、議会の役割というのを再度認識して、そして、きちんと決める べきだと思います。

以上です。

委員長 : 岩渕優委員。

岩渕(優)委員:委員長にお願いしたいのは、今日、この場で、いつまでという期限は決めないでいただいて、まず次回の特別委員会をいつなのかというのを合意を諮って、決められなければいつ頃ということをぜひ諮っていただきたいのと、それから、先ほど話がありましたけれども、12月に開催された再度の説明会の結果、新聞記事等と言えば分かります、私も参加をさせていただいていますので内容は分かるのですが、当局としてそれを特別委員会に報告する意思があるのであれば、それをいつ頃出すのか。

それからもう一つは、繰り返しになりますけれども、12月2日に当局が答弁しま した理解を深める説明をしていく必要があるとおっしゃいました。どのように今後、 それをやろうとしているのか、そこも含めてお聞きをしたいと思いますので、委員 長お取り計らいをよろしくお願いします。

委員長 : 今後の対応を含めて、発言がありましたけれども、基本的に、先ほど、期限をいたずらに延ばすことはしないほうがいいという発言は全くそのとおりだと思いますけども、現時点においては、いつまでにというのはなかなか明確に申し上げられませんので、先ほど申し上げたように論点を、次の委員会ではこの点を確認するというものの進捗を見ながら、それを踏まえて、早い時期に委員会としての採決に取り進めたいと思いますけれども、どうでしょうか。

委員長 : 武田委員。

武田委員:この論点というものが、今、各委員からいろいろと、こんなことを知りたい、あ のようなことを調査したいという話がありました。

それを全て私は記憶してございませんし、委員長が記憶しているか、あるいはそれを全てやるのか、この辺は今日決めていただければいいのではないですか。

そうすれば、事務方のほうでも準備の仕方もあるだろうし、当局の準備の仕方も あるだろうし、いずれ喫緊の課題でありますから、決められることはどんどん決め ていただいて、そして合議制ですから、この中でどういう論点整理にするかは決め ていただければいいと思います。

委員長: 先ほど申し上げましたけれども、一つは千厩町内で開催された意見交換会の会議 録をしっかりと皆さんで確認して。

先ほど、会議録の進捗状況のお話がありましたけれども、その発言をした那須委員はその辺を確認されていますか。

委員長 : 那須委員。

那須委員:私もこの議事録ということでよろしいかなと思いますけれども、説明会の議事録 についてしっかり委員会で確認、把握しなくてはいけないという提言をさせていた だきました責任上、事務局のほうにも確認してみました。

いずれ説明会の議事録については、今回、第7回ですけれども、6回までの議事録についてはしっかりまとめております。

今回の、今の進捗をお話をさせていただきますと事務局の話ですが、まとめている最中だと。

ただし、先ほどもお話ししたとおりというか今までの経過で申し上げたとおり322名の参加があった5会場での会議でございますから、かなりボリュームがあるということで、1字1句、誰がどういう話をしたかということも含めて、当局の回答も含めて今まとめている最中だと。

これにつきましてはやはり年内には、難しいという話をお聞きしました。

いずれ議事録としては、まとめて今までと同じく公表するという段取りをしているということを確認させていただきましたので、今、この場で、お話をさせていただきますし、そういったことも含め請願が出た後の説明会でございますので、しっかりそこを確認すべきというところが私の意見の一つでございました。

状況についてはそのようなことでございます。

委員長: したがいまして、ただいま組合の事務局が、各会場での議事録を作成して、それが年内にはまとまらないというようなことですから、これが年明けでまとまり次第、 それを皆さんで中身を確認するというのが一つ。

もう一つは、様々な状況の中で、組合当局がどう考えているか、どう対応しようとしているのか、この点を確認したほうがいいというのが二つ目の論点ということで、大きく二つに集約して、次回の委員会でこの内容を皆さんと協議をして、その進め方によって採決の状況を早く示していくという取り進めをしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

委員長 : 岩渕典仁委員。

岩渕(典)委員:先ほどの2点目の基準の中に、ぜひ、この今回の請願資料を見て、ぜひも う一度議員の方々見ていただきたいのですが、その提出資料の背景としては、3月 に我々が決議を出した、具体的に言うと、先ほど岩渕優委員も言われましたけれど も、関連事業については地域住民に十分な説明を行い、今回説明しました。

次に、地域の意向を踏まえ、理解を得て実施することということが出されたのにも関わらず、この3月の後に何も当局側が説明に入らなかった。だから署名活動をした。それで、今回これだけの署名が集まって変更を求めるというプロセスなわけですが。

ですので、その判断基準の中に我々も議員もきちんと決議をした、その地域の意向を本当に踏まえているのですかという基準。

これは住民合意ということですけれども、住民合意を入れなかったプロセス自体がどうなのですかという、これは説明会でもあったわけですが、それについて入れないで進めてきましたという答弁なのですけれども、それで議会が踏まえた理解を得ているのですかというところを判断基準としていただいて、我々はそれが請願の趣旨のところに踏まえた中で判断するべきだというように思っておりますので、ぜひその辺の答弁を、当局側に確認をしたいなというように思っております。

説明会の中では、私は住民合意を地域の意向と理解を進めていないと思っておりますけれども、いやそれが進めているということであれば、その理由を説明していただければなというように思っております。

委員長: ただいま岩渕典仁委員からお話があった内容も含めて、当局の現在の状況を踏ま えて当局と懇談を進める場を持つという二つの課題を次回の委員会で調査をする ということで、取り進めたいと思いますけどもいいでしょうか。

暫時休憩します。

(休憩11:30~11:31)

委員長:再開いたします。

今申し上げた中で、1つ目の千厩での説明会の議事録をしっかりと確認するとい

う点が1点。

それから請願に基づく今の状況について、当局から説明を受けると。この2点を、 次回の委員会で協議あるいは調査をするということで、次回の日程に調査を延ばす ということに取り組みたいと思いますがよいでしょうか。

委員長 : 千葉信吉委員。

千葉(信)委員:先ほど那須委員から言われた議事録の関係、全体の議事録というのはなかなか住民説明会の議事録というのは、1か月、2か月ではできないと思うのです。 だから、ダイジェストというか、短い文でまとめてもらってというのであればなんとかできると思うので、私はそれでよいと思うのです。

議事録の部分では難しい部分もあると思うので、時間の部分もあるから、今、スピードという部分も出てきているので、委員皆さんの話から、それを踏まえていくと、先ほど委員長が言った2点、議事録を除いた分、協議というか当局を呼んでの部分では、私はそのほうがよいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

委員長 :日程とそれから次回の対応について今話合いをしていますけれども、この議事録 を確認するという発言をしましたけれども、今、千葉信吉委員よりかなりの時間を 要するのではないかという点がありますので、まず千厩の説明会の概要について、 当局から記録の出せるものを出してもらって、それを基に調査をするということで 対応するということで一つの調査項目。

もう1点は、この請願に対する当局の考え方を調査をするというこの2点にした いと思いますけれども、そのとおりでいいでしょうか。

委員長 :岩渕典仁委員。

岩渕(典)委員:3点目ぜひ御検討、協議いただきたいのは、先ほど私、請願審査の基準は 妥当性の部分ともう一つは実現可能かどうかということも判断しなければいけな いわけです。

私の論理は、ゼロベースに戻すことを説明していますので、もう一つ提案されていますので、可能というように私は判断をしましたけれども、もう一つは、実際そのゼロベースに戻すことで、どれだけの期間がかかるのか、それは副委員長も前回聞かれていましたけれども、現在の最終処分場はどこまであと何年もできるのか、そこまでも含めて、現段階で、大変厳しいけれども、もし可能性があるという実現可能性があるのであれば、そこはクリアされるわけで、妥当性がどうかという議論だけすればいいだけの話なので、ぜひその辺の、今回採択したときにきちんと説明するためには、期限も、最終処分場は一関市と平泉町の最終処分はこれからも大丈夫ですよという説明も我々しなければいけないという責任もありますので、そこら辺を担保する上でも実現性がゼロベースでやった場合の説明もぜひいただきたいというように思っております。

委員長 :武田委員。

武田委員:ゼロベースに戻すというようなことで今の既存の施設が、それまで間に合うとい うのは何を根拠に言っているか。 これだけの吟味をして上がってきたものを、こういったことで、心理的な問題で、 どこかは別なところということの判断がなされるということであれば、これはその 次、何年かかるか、次のところにストンと落ちるなんていう保証はどこにもないで す。

誰しもがやはり迷惑施設にはしない、地域が廃れるような施設は造らないと、管理者がそのように断言はしていますが、これを信頼できないということで、不安だ、不安だということについては、これはどこの地域に持っていったって同じ心理が働くのは当たり前のことです。

ですから、これを1から戻したならば、次にその後、2年後にできるなんて、それは妄想に近い。

今、委員長が請願に対する当局の考え方というのはおかしいです。

請願は議会に出されたのでありますから、なぜそれを違う機関で判断、それに言及するということは多分あり得ないと思います。

委員長 : 今、武田委員から、当局に出席依頼して、いろいろ調査を行うというのは、あり得ないという、そういうお話がありましたけれども、いずれ私どもは今般のこの請願の審査に当たっては、もちろん紹介議員、それから請願された方、それから説明会を受けての事務局の対応、そういう各方面から調査を行ってきたわけです。

したがってかなりこの状況が、現在皆さんが発言したように大分変わってきていますので、この請願の審査に当たって、やはり当局から、これに対する当局の現在の考え方を聞くというのも請願審査の大きなポイントになると思いますので、先ほど申し上げたように、それも一つの次回の調査項目にしたいということで発言しましたので、ひとつそのような内容の視点から、皆さんの御理解をお願いしたいと思います。

委員長 : 岩渕優委員。

岩渕(優)委員:請願審査は議会の仕事ですから、先ほど出ていましたけれども、この請願 に対して、ポイントは、候補地の北ノ沢をやめてください、変更してくださいとい うのが請願の趣旨ですよね。

ですからそれに対して、先ほど言っていましたけれども、本当に妥当性があるのか、実現性があるのか、それもやめました、どこにこうやる可能性があるのというところを議会として議論していかないとぶれてしまいます。

当局にこの請願に対してどう思いますかとかは全く必要ないと思います。

我々の責任だと思いますので、皆さんそういう認識でお願いします。

ですから、委員長の発言は非常に微妙です。

当局にそこを求めるものは、請願書に対する意見を求めるのは一切あってはならないと思いますので、そういうことで、私たちはこれから何日か、次回の委員会がいつになるか分かりませんけれども、何日間の中で、もう一度原点に立ち返って、この請願の妥当性と実現性はどうなのかと。ここで、これをはっきり一人一人委員がよくよく考えて、そして次の第4回の委員会で発言をすべきと私は思います。

以上です。

委員長 : 岩渕優委員からそのような発言がありましたけれども、先ほど申し上げましたように、この請願を審査するに当たって、先ほど岩渕典仁委員がおっしゃったように、 果たしてこれを判断することが、次へ進めるに当たっての大きなポイントになると 思いますので、その辺に対する管理者の考え方を確認するという意味で申し上げま した。

休憩します。

(休憩:11時40分~11時43分)

委員長 : 再開します。

当局から来てもらうのは判断材料を明確にするために、説明を深めるという視点 で出席してもらうということでいいでしょうか。

要するに、委員の皆さん方が持っている、今、様々出ている内容について、当局に前回も事務局を通して説明を受けたのですけれども、その内容をさらにもっと十分に中身を調査するという視点で、当局に来てもらってそういう調査を行うということで取り進めたいと思いますがよいでしょうか。

千田委員。

千田委員: 先ほどもお話があったように、議会は今、出された請願を審査している実情。 そして、その後、当局はいろいろな説明会を行っている実情。

そうしたときにこちらは、あくまでも請願に絞った審議、そして判断だと思うのです。

説明会云々というのは、それは、それを聞いた当局が、あとはどのように事業についてどのようなことを行っていくというようなことの資料になるもので、私たちは、後から出てきたいろいろなものを、どんどんやっていったならば、どんどん結論が出なくなる。

そういう懸念がありますので、その辺もやはり考えていただいて、出されたものはそこで判断して、あとから出てきたものがこれはまた別のものだということをやはり徹底しないと、いつまでたっても決まらないことになると思います。

以上です。

委員長: 今、千田委員から、そういう進行の内容を明確にすべきだという発言がありましたけれども、いずれこの請願を判断するに当たって、やはり当局から確認する事項について、次回取り進めるということで、あくまでも請願の審査に当たって当局から確認する事項に絞った調査をしたいと思いますけれども、そういう取り進め方でいいでしょうか。

今、皆さんの意見をお聞きしますと、見方がいろいろあるということは、はっき りしましたので、今後の請願の審査に当たってはこの請願を採決する前に、論点を 明確にして、早い時期に結論を出したいと思いますけれども、次回は、先ほどお話 ししたように、過般の説明会の議事録の内容も大体掌握できるのを確認して、あるいは請願の審査に当たって、当局の中身を確認事項に絞って、委員会を開催して、その進捗によって早い時期に結論を出すという日程を考えたいと思いますがよいでしょうか。

委員長 : 武田委員。

武田委員:今回は請願者の方から申出というか、意向に沿って第7回目をやったのですよ。 それでも足りない、まだ足りないということになれば、今このような議論の中でも、 踏まえながら当局は、さらにさらにもしかしたら市内全体とかですね、分かりませ んよ。説明会をどんどん行っていくとすれば同じことです。

この資料が出たら、その資料が出たらと、一番の入口が今の議論ですからね。 当初は説明会というのは、説明会があって、私どもは粛々とこの請願の審査をすべきであって、即、採決を行うということもありだという話もありました。

そういう中では、やはり住民感情からして説明会を行っている最中に、議会を開いて採決をするということはいかがなものかと。そういう辺りだったのですよ。 説明会の様子を聞いて、その内容を精査してからなんて話は一向に出てこなかった、 ずるずるとこういう形は望ましくない。

委員長 : 今、武田委員から、説明会の内容を確認するというのは、今後にまた引き延ばす 内容になるので、そういう対応を取るべきではないのではないかという話がありま したけれども。

いずれ、地元の千厩の皆さんが、こういう意識を持っているということを概要でも確認して、それに基づいて、請願の判断を一つの材料にするということで先ほど来、申し上げているわけですけれども、おっしゃるとおり、一定の期限を意識して結論を出すということは変わりありませんけれども、次回の委員会に明確な課題を示しながら、請願の採択に向けて内容を確認した上で、取り進めたいと思いますがよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長: それでは、大方の日程を今お話しましたけれども、皆さんと確認したいのは、いつまでも、こういう日程を延ばすのは好ましくないと思いますので、次回にそういう経過を踏んだ上で、採決に向けて、具体的な会議の進行をしていきたいと思いますので、そのような認識で皆さん方、対応をお願いしたいと思いますがよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長: 特に意見がないようですので、ただいまの進行、あるいは日程を皆さんと確認しながら、今後取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思いま

す。

休憩します。

(休憩:11時51分~11時57分)

委員長 : 再開します。

いずれ先ほどの会議録を前提にした調査という話もしたのですけれども、なかな かそれは日程的にも、今後の対応についても、それを確認するということも必要は ないのではないかと。

したがって次回は、請願を採決するに当たって、当局に確認したいということに 限定して調査をもらうということで考えたいと思いますがよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長: したがってそういう内容で、次回の委員会を開催したいと思います。 千葉大作委員。

千葉(大)委員:正副委員長にお任せするのですけれども、あまり先延ばしをしないで、できれば年内であればいいのですが。

委員長: それでは千葉大作委員から、今後の進め方についてお話がありました。 いずれ今発言があった内容を踏まえながら、具体的な日程は正副委員長で決めた いと思いますがよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長: それでは、今後の日程は、正副委員長で協議の上、皆さん方にお示ししたいと思います。

今、千葉大作委員からお話がありましたように、先延ばしを極力しないほうがよいという発言がありましたので、それを踏まえながら日程を考えたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは大変時間がかかりましたけれども、以上で本日の請願第1号の新最終処分場建設候補地の変更を求める請願の審査を終わります。

その他、皆さんから何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、本日の委員会は以上とします。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

(終了 午前11時59分)